

【別添】感染症対策支援事業費補助金の基準単価

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)												
事業所・施設の種別(※1)					事業所・施設の種別(※1)							
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000	/事業所	入所施設・居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000	/施設	
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000	/事業所		30		定員20人以上	20,000	/施設	
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000	/事業所		31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000	/施設	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000	/事業所		32		定員40人以上 49人以下	40,000	/施設	
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000	/事業所		33		定員50人以上 69人以下	50,000	/施設	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000	/事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000	/施設	
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000	/事業所		35		定員90人以上	70,000	/施設	
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000	/事業所		36	定員29人以下	30,000	/施設		
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000	/事業所		37	介護医療院	定員30人以上 39人以下	40,000	/施設	
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000	/事業所		38		定員40人以上 49人以下	50,000	/施設	
	11		定員21人以上	10,000	/事業所		39		定員50人以上 69人以下	60,000	/施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000	/事業所		40	介護療養型医療施設	定員70人以上	70,000	/施設	
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000	/事業所		41		定員29人以下	30,000	/施設	
	14		訪問回数2,001回以上	20,000	/事業所		42		定員30人以上 39人以下	40,000	/施設	
	15	訪問入浴介護事業所		10,000	/事業所		43		定員40人以上 49人以下	50,000	/施設	
	16	訪問看護事業所		10,000	/事業所		44	定員50人以上 69人以下	60,000	/施設		
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000	/事業所		45	定員70人以上	70,000	/施設		
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000	/事業所		46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000	/事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000	/事業所		47		定員15人以上	15,000	/事業所	
	20	居宅介護支援事業所		10,000	/事業所		48	定員19人以下	10,000	/事業所		
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000	/事業所		49	定員20人以上 39人以下	20,000	/事業所		
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所		50	定員40人以上 59人以下	30,000	/事業所		
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所		51	特定施設入居者生活介護事業所	定員60人以上 69人以下	40,000	/事業所	
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000	/施設		52	定員70人以上 89人以下	50,000	/事業所		
	25		定員40人以上 49人以下	40,000	/施設		53	定員90人以上 99人以下	60,000	/事業所		
	26		定員50人以上 69人以下	50,000	/施設		54	定員100人以上	70,000	/事業所		
	27		定員70人以上 89人以下	60,000	/施設		55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000	/事業所	
	28		定員90人以上	70,000	/施設		56		定員20人以上	20,000	/事業所	
対象経費				令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用								
助成額				・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。								

- ※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
 - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
 - 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
 - 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

- ※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- | | |
|---------------------------|--|
| ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 | ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 |
| ・訪問看護事業所 | ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 |
| ・居宅療養管理指導事業所 | ・介護療養型医療施設 |